

(参 考)

請 願 ・ 陳 情 文 書 表

(陳 情)

陳情第2号

公共工事における公契約条例制定に関する陳情(採択)

(陳情の趣旨)

建設業を初めとする公共事業受注業者は、他の産業では常識とされる明確な賃金体系が現在も不安定であり、不況下における受注競争の激化や近年の公共事業の減少が施工単価や労務費の引き下げにつながり、現場で働く労働者の賃金と生活に大きな影響を及ぼしている。

青森市では、平成20年第3回定例会において公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書が原案可決されたが、昨年までに野田市を初め幾多の市が公契約条例を制定し、札幌市、山形市など幾多の県、市が制定の検討をしている。

国が法制化するには、地方からの運動が大きな影響を与えるものと思料する。

については、公共事業就労者の適正な労働条件を確保するため、以下のことを陳情する。

(陳情事項)

青森市において公契約条例を早急に制定すること。

平成26年2月24日

陳 情 者 青森市柳川一丁目2 - 88
青森建築会館3階
青森県建設組合連合会
会長 山口 金一 外1人

陳情第3号

元気都市あおもり住宅リフォーム助成事業の復活に関する陳情(採択)

(陳情の趣旨)

当組合は、厳しい経済状況の中、組合員の生活を守ることを目的に仕事の確保と労働条件の改善を目指して活動しているが、いまだに上向き感を覚えられないところである。

さらに、平成26年4月から消費税の増税があるため、需要の落ち込みが予想され、先行きが不透明である。

平成23年度の住宅リフォーム助成事業では、助成金額が約9000万円、対象工事額が約10億円で、約11倍の経済効果をもたらした。

また、当組合での住宅相談内容の中で、市民の住宅に対する安全性や耐久性など、住環境向上への関心度は高く、助成事業の復活を強く望んでいる。

については、地域経済の発展のため、また、建設労働者とその家族の生活水準の向上のため、以下について陳情する。

(陳情事項)

平成 26 年度に元気都市あおもり住宅リフォーム助成事業を復活していただきたい。

平成 26 年 2 月 24 日

陳 情 者 青森市柳川一丁目 2 - 88
青森市建築組合
組合長 三浦 武徳

陳情第 4 号

新築住宅を対象とする助成事業の実施に関する陳情(不採択)

(陳情の趣旨)

当組合は、厳しい経済状況の中、組合員の生活を守ることを目的に仕事の確保と労働条件の改善を目指して活動しているが、いまだに上向き感を覚えられないところである。

さらに、平成 26 年 4 月から消費税の増税があるため、需要の落ち込みが予想され、先行きが不透明である。

青森市のみならず人口の減少が懸念される場所であるが、住宅を新築することはその場所に定住することが見込まれ、人口減少の歯どめになるとともに、地域経済の発展に寄与するものと思われる。

また、当組合での住宅相談内容の中で、市民の住宅に対する安全性や耐久性など、住環境向上への関心度は高く、助成事業の実施を強く望んでいる。

については、地域経済の発展のため、また、建設労働者とその家族の生活水準の向上のため、以下について陳情する。

(陳情事項)

新築住宅を対象とする助成事業を実施していただきたい。

平成 26 年 2 月 24 日

陳 情 者 青森市柳川一丁目 2 - 88
青森市建築組合
組合長 三浦 武徳

陳情第 5 号

公共工事における設計労務単価の引き上げに関する陳情(採択)

(陳情の趣旨)

当組合は、厳しい経済状況の中、組合員の生活を守ることを目的に仕事の確保と労働条件の改善を目指して活動しているが、いまだに上向き感を覚えられないところである。

公共工事における設計労務単価は、平成 25 年 4 月に 15%、平成 26 年 2 月に 7% 引き上げられたが、平成 9 年と比較するとまだまだ低い水準であり、建設労働者の適正な労働条件を確保するため、平成 26 年度のさらなる引き上げと適正な労務単価を確保する必要がある。

については、建設労働者とその家族の生活水準の向上のため、以下について陳情する。

(陳情事項)

平成 26 年度の公共工事における設計労務単価の引き上げをしていただきたい。

平成 26 年 2 月 24 日

陳 情 者 青森市柳川一丁目 2 - 88
青森市建築組合
組合長 三浦 武徳

陳情第 8 号

生活困窮世帯への灯油代助成を求める陳情(その 1)(不採択)

(陳情の趣旨)

厳しい冬の寒さの中、灯油価格の高どまり、円安や原油価格に連動したさまざまな生活用品の値上がり、税負担や社会保険料負担の増など、収入がふえない中で市民生活は年々厳しさを増すばかりである。さらに、平成 26 年 4 月からの消費税引き上げも、市民の暮らしへの不安を一層大きくしている。

青森市では国の補助も受け、平成 19 年度、平成 20 年度に灯油代の助成を実施した。その後、毎年我々は実施を要請してきたが、実施には至っていない。

灯油の値上がりは、今、マスコミでも大きく取り上げているが、平成 26 年 2 月 17 日時点の青森県内の灯油価格は、ポリタンク 1 缶(18 リットル、給油所・配達価格)当たり 1862 円と前回福祉灯油を実施したとき(平成 20 年 1 月同 1697 円、平成 21 年 1 月同 1160 円)よりも大幅に高くなっており、例年以上に家計を圧迫している。とりわけ県庁所在地で灯油の消費量が全国一多い青森市民にとって、その影響は深刻である。特に高齢者世帯、低所得世帯にとっては命にかかわる深刻な問題である。

昨冬も、国からの補助金がない中でも全国では 150 自治体が高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯、生活保護世帯などに灯油代を助成している。また、今冬は、北海道で 155 市町村が福祉灯油を実施しているほか、秋田県や山形県では実施自治体に県が補助しており、県内では外ヶ浜町が実施している。

それぞれの努力では限界のある市民生活に対して、青森市として生活困窮世帯への灯油購入費補助施策を実施するよう陳情する。

(陳情事項)

国に、灯油購入費補助施策を自治体が行う場合、特別交付税などで補助するよう求めること。

平成 26 年 2 月 27 日

陳 情 者 青森市茶屋町 11 - 5
青森生活と健康を守る会
会長 齋藤 恵子

陳情第 9 号

生活困窮世帯への灯油代助成を求める陳情（その2）（不採択）

（陳情の趣旨）

厳しい冬の寒さの中、灯油価格の高どまり、円安や原油価格に連動したさまざまな生活用品の値上がり、税負担や社会保険料負担の増など、収入がふえない中で市民生活は年々厳しさを増すばかりである。さらに、平成26年4月からの消費税引き上げも、市民の暮らしへの不安を一層大きくしている。

青森市では国の補助も受け、平成19年度、平成20年度に灯油代の助成を実施した。その後、毎年我々は実施を要請してきたが、実施には至っていない。

灯油の値上がりは、今、マスコミでも大きく取り上げているが、平成26年2月17日時点の青森県内の灯油価格は、ポリタンク1缶（18リットル、給油所・配達価格）当たり1862円と前回福祉灯油を実施したとき（平成20年1月同1697円、平成21年1月同1160円）よりも大幅に高くなっており、例年以上に家計を圧迫している。とりわけ県庁所在地で灯油の消費量が全国一多い青森市民にとって、その影響は深刻である。特に高齢者世帯、低所得世帯にとっては命にかかわる深刻な問題である。

昨冬も、国からの補助金がない中でも全国では150自治体が高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯、生活保護世帯などに灯油代を助成している。また、今冬は、北海道で155市町村が福祉灯油を実施しているほか、秋田県や山形県では実施自治体に県が補助しており、県内では外ヶ浜町が実施している。

それぞれの努力では限界のある市民生活に対して、青森市として生活困窮世帯への灯油購入費補助施策を実施するよう陳情する。

（陳情事項）

国に、灯油価格の安定に向けた具体的な対策をとるよう求めること。

平成26年2月27日

陳 情 者 青森市茶屋町11-5
青森生活と健康を守る会
会長 齋藤 恵子

陳情第10号

生活困窮世帯への灯油代助成を求める陳情（その3）（不採択）

（陳情の趣旨）

厳しい冬の寒さの中、灯油価格の高どまり、円安や原油価格に連動したさまざまな生活用品の値上がり、税負担や社会保険料負担の増など、収入がふえない中で市民生活は年々厳しさを増すばかりである。さらに、平成26年4月からの消費税引き上げも、市民の暮らしへの不安を一層大きくしている。

青森市では国の補助も受け、平成19年度、平成20年度に灯油代の助成を実施した。その後、毎年我々は実施を要請してきたが、実施には至っていない。

灯油の値上がりは、今、マスコミでも大きく取り上げているが、平成26年2月17日時点の青森県内の灯油価格は、ポリタンク1缶（18リットル、給油所・配達価格）当たり1862円と前回福祉灯油を実施したとき（平成20年1月同1697円、平成21年1月同1160円）よりも大幅に高くなっており、例年以上に家計を圧迫している。とりわけ県庁所在地で灯油の消費量が全国一多い青森市民にとって、

その影響は深刻である。特に高齢者世帯、低所得世帯にとっては命にかかわる深刻な問題である。

昨冬も、国からの補助金がない中でも全国では150自治体が高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯、生活保護世帯などに灯油代を助成している。また、今冬は、北海道で155市町村が福祉灯油を実施しているほか、秋田県や山形県では実施自治体に県が補助しており、県内では外ヶ浜町が実施している。

それぞれの努力では限界のある市民生活に対して、青森市として生活困窮世帯への灯油購入費補助施策を実施するよう陳情する。

(陳情事項)

市独自に灯油購入費補助施策を、生活保護世帯や高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯、低所得世帯など生活困窮世帯を対象に行うこと。

平成26年2月27日

陳 情 者 青森市茶屋町11-5
青森生活と健康を守る会
会長 齋藤 恵子

陳情第11号

青森市職員採用試験の試験問題等の公表を求める陳情(不採択)

(陳情の趣旨)

1. 鹿内市長は青森市新総合計画の中で「市民・議会・行政の役割分担のもと、市民自治を進めていく」と言っているが、その中心となるのは職員であり、優秀な職員をいかに多く採用することができるかが青森市の将来を決定づけると言っても過言ではない。
2. 優秀な職員を採用するためには、職員採用試験受験者を多く集めることが必要だが、受験者から「青森市役所は採用試験が公平で、採用後の昇進も平等」で「公務員試験予備校に行かなくても、真面目に勉強をしていれば青森市役所では採用してくれる」と信頼されることが大事である。
3. そのためには、職員採用試験の試験問題、正解、配点を公表するべきである。そうすると、受験者は予備校に行かなくても青森市が発表した試験問題で勉強することができる。
試験の仕組みが同じである大学入試センター試験では既に実施しており、青森市が実行できないはずはない。
4. 職員採用試験の試験問題、正解、配点を公表することで、青森市民も職員採用試験の実態を知ることができ、自分の子どもに青森市役所の採用試験を受験させようという気持ちにもなると思う。人口の流出を防ぐ1つの手だてになると思う。

(陳情事項)

職員採用試験の試験問題、正解、配点を公表することを求める。

平成26年2月27日

陳 情 者 青森市桜川四丁目8-2
三国谷 清一

陳情第12号

青森市職員採用試験の合否の基準の公表を求める陳情(不採択)

(陳情の趣旨)

1. 鹿内市長は青森市新総合計画の中で「市民・議会・行政の役割分担のもと、市民自治を進めていく」と言っているが、その中心となるのは職員であり、優秀な職員をいかに多く採用することができるかが青森市の将来を決定づけると言っても過言ではない。
2. 優秀な職員を採用するためには、職員採用試験受験者を多く集めることが必要だが、受験者から「青森市役所は採用試験が公平で、採用後の昇進も平等」で「公務員試験予備校に行かなくても、真面目に勉強をしていれば青森市役所では採用してくれる」と信頼されることが大事である。
3. そのためには、職員採用試験の試験問題、正解、配点を公表するとともに、試験結果をも公表するべきである。現在も試験結果の開示を希望する受験者本人に対して試験結果の一部を開示しているが、今後は、受験者本人に対しては試験結果の全部を開示し、青森市民に対しては職員採用試験の合格者について職種ごとに名前を除いたそれぞれの点数と合格者の平均点を公表することが、職員採用試験の公平性を担保する最良の方法である。
4. 青森市では、職員採用試験の種目中面接試験は点数化して公表することはいろいろと差しさわりのあるので公表していないと言っているが、地方公務員法上は成績順に採用することとされているので、面接試験の結果についても点数化して順番をつけなければ、成績順に採用することはできないと思う。必ずや何らかの方法をもって点数化して、筆記試験等と合わせて合否を決めているのだと思うので、合否の判定に用いた試験結果を市民に対して公表をするべきである。
5. 試験結果、筆記試験等の点数は合格圏内に入っているが、適性検査、体力検査の結果不合格になる受験生もいると思うので、合否の基準を青森市民に公表するべきである。
採用試験は公平性が何よりも大事である。

(陳情事項)

青森市民に対して職員採用試験の合否の基準を公表することを求める。

平成 26 年 2 月 27 日

陳 情 者 青森市桜川四丁目 8 - 2
三国谷 清一

陳情第13号

青森市職員採用試験の合格者の成績の公表を求める陳情(不採択)

(陳情の趣旨)

1. 鹿内市長は青森市新総合計画の中で「市民・議会・行政の役割分担のもと、市民自治を進めていく」と言っているが、その中心となるのは職員であり、優秀な職員をいかに多く採用することができるかが青森市の将来を決定づけると言っても過言ではない。
2. 優秀な職員を採用するためには、職員採用試験受験者を多く集めることが必要だが、受験者から「青森市役所は採用試験が公平で、採用後の昇進も平等」で「公務員試験予備校に行かなくても、真面目

に勉強をしていれば青森市役所では採用してくれる」と信頼されることが大事である。

3. そのためには、職員採用試験の試験問題、正解、配点を公表するとともに、試験結果をも公表するべきである。現在も試験結果の開示を希望する受験者本人に対して試験結果の一部を開示しているが、今後は、受験者本人に対しては試験結果の全部を開示し、青森市民に対しては職員採用試験の合格者について職種ごとに名前を除いたそれぞれの点数と合格者の平均点を公表することが、職員採用試験の公平性を担保する最良の方法である。
4. 青森市では、職員採用試験の種目の面接試験は点数化して公表することはいろいろと差しさわりのあるので公表していないと言っているが、地方公務員法上は成績順に採用することとされているので、面接試験の結果についても点数化して順番をつけなければ、成績順に採用することはできないと思う。必ずや何らかの方法をもって点数化して、筆記試験等と合わせて合否を決めているのだと思うので、合否の判定に用いた試験結果を市民に対して公表をするべきである。
5. 公務員の採用試験は公平性と透明性が大事である。

(陳情事項)

青森市民に対して職員採用試験の合格者について職種ごとに名前を除いたそれぞれの点数と平均点を公表することを求める。

平成 26 年 2 月 27 日

陳 情 者 青森市桜川四丁目 8 2
三国谷 清一

陳情第14号

職員の昇任試験の実施を求める陳情(不採択)

(陳情の趣旨)

1. 青森市で発行しているさまざまな資料を読むと、人材育成に力を入れているようで、「職員は、組織が成果を上げ続けていくための重要な資源であり、財産である」「『財産たる職員 = 人材 = 人財』の育成を目指す」等々と書かれているが、具体的な人事制度について書かれたものは見つけれない。
2. 適材適所、公平な人事が行われてこそ人材の育成の効果が出てくるものであり、職員が能力を発揮できるものである。
3. しかし、職員をどの職につけるか(昇任)について、地方公務員法では能力実証主義によることと規定されているが、青森市には昇任に関する明確な基準はないようである。職員自身が「あの人はどうして課長になったのか、主幹になったのか」わからないと言っている。これではいけない。職員がわからなければ一般の市民はなおさらわからない。人事がブラックボックス化している。人材育成以前の問題である。
4. 公平・透明な人事のために、地方公務員法の原則に基づき昇任試験を実施するべきである。確かに昇任試験を実施している地方公共団体は少ないかもしれないが、市民の青森市役所への信頼をち取り、職員のやる気を引き出すためにも、地方公務員法の原則に従い、昇任試験を実施するべきである。

(陳情事項)

職員の昇任試験の実施を求める。

平成 26 年 2 月 27 日

陳 情 者 青森市桜川四丁目 8 2
三国谷 清一

陳情第15号

人事評価結果を勤勉手当の成績率に反映させることを求める陳情(不採択)

(陳情の趣旨)

1. 青森市の人事評価制度は「職務遂行上、発揮した能力と挙げた実績を把握し評価することにより、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするための新たな人事評価制度の構築」を目的として実施された。
2. しかし、「人事行政の運営等の状況の公表について」(平成 25 年 10 月総務部人事課作成)12 ページの「勤務成績の評定の状況(人事評価制度について)」の目的には「組織の中において人事管理を行うため、職員の一定期間における職務遂行上発揮された勤務実績や能力、態度、適正等を管理監督者の観察評価により統一的方法で把握しようとするものです。」(以下省略)と書かれ、最初の目的である「任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とする」の文言がなくなっている。
3. もともと人事評価制度は、地方公務員法第 40 条(勤務成績の評定)を根拠としており、その結果は「昇格、昇級、勤勉手当成績率決定の資料」「昇任における能力実証の一つの要素」「適材適所の判断」等に活用するものであるが、青森市では実質的に活用していない。昇任等の人事と同様ブラックボックス化している。
4. 市長は言うであろう、「勤務実績を勤勉手当に反映している」と。しかし、この議論は勤務成績を勤務実績にすりかえており、欺瞞である。勤勉手当は期間率と成績率で決まる。欠勤期間、専従期間等を除いた在職期間を勤務実績といい、この割合を期間率という。普通に勤務をしていれば期間率は 100 分の 100 であり、職員間で差はつかない。「発揮した能力と挙げた実績を評価したもの」を勤務成績といい、成績率に反映されるべきものであり、職員間に差がつくものである。成績率にいかんにか反映させるかが人事評価制度の本来目的の 1 つであるが、青森市では実行しておらず、勤勉手当がいいかげんかつずさんな、お手盛り給与化している。あしき平等主義の典型である。
5. いろいろな団体が反対するのかもしれないが、鹿内市長においては、断固として、人事評価結果を本来目的に活用してほしい。
6. 人事評価結果を勤勉手当の成績率に反映させること、人事評価結果を公表すること、人事評価の結果「やや劣る」「劣る」と評価された者に対するの対応状況の公表を求める。

(陳情事項)

人事評価結果を勤勉手当の成績率に反映させることを求める。

平成 26 年 2 月 27 日

陳 情 者 青森市桜川四丁目 8 2
三国谷 清一

陳情第16号

人事評価結果の公表を求める陳情(不採択)

(陳情の趣旨)

1. 青森市の人事評価制度は「職務遂行上、発揮した能力と挙げた実績を把握し評価することにより、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするための新たな人事評価制度の構築」を目的として実施された。
2. しかし、「人事行政の運営等の状況の公表について」(平成25年10月総務部人事課作成)12ページの「勤務成績の評定の状況(人事評価制度について)」の目的には「組織の中において人事管理を行うため、職員の一定期間における職務遂行上発揮された勤務実績や能力、態度、適正等を管理監督者の観察評価により統一的方法で把握しようとするものです。」(以下省略)と書かれ、最初の目的である「任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とする」の文言がなくなっている。
3. もともと人事評価制度は、地方公務員法第40条(勤務成績の評定)を根拠としており、その結果は「昇格、昇級、勤勉手当成績率決定の資料」「昇任における能力実証の一つの要素」「適材適所の判断」等に活用するものであるが、青森市では実質的に活用していない。昇任等の人事と同様ブラックボックス化している。
4. 市長は言うであろう、「勤務実績を勤勉手当に反映している」と。しかし、この議論は勤務成績を勤務実績にすりかえており、欺瞞である。勤勉手当は期間率と成績率で決まる。欠勤期間、専従期間等を除いた在職期間を勤務実績といい、この割合を期間率という。普通に勤務をしていれば期間率は100分の100であり、職員間で差はつかない。「発揮した能力と挙げた実績を評価したもの」を勤務成績といい、成績率に反映されるべきものであり、職員間に差がつくものである。成績率にいかんにか反映させるかが人事評価制度の本来目的の1つであるが、青森市では実行しておらず、勤勉手当がいいかげんかつずさんな、お手盛り給与化している。あしき平等主義の典型である。
5. いろいろな団体が反対するのもかもしれないが、鹿内市長においては、断固として、人事評価結果を本来目的に活用してほしい。
6. 人事評価結果を勤勉手当の成績率に反映させること、人事評価結果を公表すること、人事評価の結果「やや劣る」「劣る」と評価された者に対するの対応状況の公表を求める。

(陳情事項)

人事評価結果の公表を求める。

平成26年2月27日

陳 情 者 青森市桜川四丁目8 2
三国谷 清一

陳情第17号

人事評価下位の者への対応状況の公表を求める陳情(不採択)

(陳情の趣旨)

1. 青森市の人事評価制度は「職務遂行上、発揮した能力と挙げた実績を把握し評価することにより、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするための新たな人事評価制度の構築」を目的として実

施された。

2. しかし、「人事行政の運営等の状況の公表について」(平成25年10月総務部人事課作成)12ページの「勤務成績の評定の状況(人事評価制度について)」の目的には「組織の中において人事管理を行うため、職員の一定期間における職務遂行上発揮された勤務実績や能力、態度、適正等を管理監督者の観察評価により統一的方法で把握しようとするものです。」(以下省略)と書かれ、最初の目的である「任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とする」の文言がなくなっている。
3. もともと人事評価制度は、地方公務員法第40条(勤務成績の評定)を根拠としており、その結果は「昇格、昇級、勤勉手当成績率決定の資料」「昇任における能力実証の一つの要素」「適材適所の判断」等に活用するものであるが、青森市では実質的に活用していない。昇任等の人事と同様ブラックボックス化している。
4. 市長は言うであろう、「勤務実績を勤勉手当に反映している」と。しかし、この議論は勤務成績を勤務実績にすりかえており、欺瞞である。勤勉手当は期間率と成績率で決まる。欠勤期間、専従期間等を除いた在職期間を勤務実績といい、この割合を期間率という。普通に勤務をしていれば期間率は100分の100であり、職員間で差はつかない。「発揮した能力と挙げた実績を評価したもの」を勤務成績といい、成績率に反映されるべきものであり、職員間に差がつくものである。成績率にいかんにか反映させるかが人事評価制度の本来目的の一つであるが、青森市では実行しておらず、勤勉手当がいかんにかんかずさんな、お手盛り給与化している。あしき平等主義の典型である。
5. いろいろな団体が反対するのかもしれないが、鹿内市長においては、断固として、人事評価結果を本来目的に活用してほしい。
6. 人事評価結果を勤勉手当の成績率に反映させること、人事評価結果を公表すること、人事評価の結果「やや劣る」「劣る」と評価された者に対する対応状況の公表を求める。

(陳情事項)

人事評価の結果「やや劣る」「劣る」と評価された者への対応状況の公表を求める。

平成26年2月27日

陳 情 者 青森市桜川四丁目8 2
三国谷 清一

陳情第18号

違法な債権放棄の是正を求める陳情(不採択)

(陳情の趣旨)

1. 青森市長は平成25年3月29日に平成24年度下水道使用料(件数3042件、金額1213万572円)を不納欠損処分とした。
2. 下水道使用料は強制徴収公債権であり、滞納者については地方税と同じく差し押さえ、換価処分をして強制的に徴収することが認められているが、督促状の発行が大前提である。督促状の発行をしなければ差し押さえができない。しかし、市長は、督促状の発行を含む債権管理を一切せずに不納欠損処分という債権放棄をした。職務怠慢のきわみである。督促状を発行しない理由は「『単なる納入忘れ』や『生活困窮者』、『死亡、居所不明、破産・倒産』といったものが太宗である」からとのこと。無責任かつ不誠実である。

3. 督促状を発行しても納付しない者については、面談して納付計画を立て、それを履行しない者については差し押さえによる強制徴収をする。真にやむを得ない事情により納付できない場合は、不納欠損処分とするのが原則である。しかし、青森市公共下水道管理者たる市長は、下水道使用料徴収事務を青森市公営企業管理者企業局長に委任しているからとの理由で債権管理を一切していないが、間違いである。委任しているのは督促、滞納処分を除く下水道使用料徴収、還付事務であり、督促状の発行以下の債権管理については委任しておらず、市長がみずから行うべき事務である。職務放棄にはならない。
4. 陳情者は下水道使用料債権管理の基本である督促状の発行を市長に訴えたが、市長は一切無視し違法行為を継続している。そこで、職務怠慢による下水道使用料の不納欠損処分の違法性を訴えて住民監査請求をしたが棄却された。棄却の理由は「強制徴収公債権である下水道使用料の督促状の発行は、地方自治法第231条の3第3項の滞納処分をするための法定要件となっているが、不納欠損処分をするための要件として督促状の発行を規定している法令等はない」からとのことである。詭弁である。陳情者は「滞納処分をするための法定要件である督促状の発行をしないこと、当たり前の債権管理をしていないこと」が違法だと言っているのである。市議会の力をもって、市長の下水道使用料債権放棄に係る違法状態の是正をしていただきたい。

(陳情事項)

違法状態にある下水道使用料債権放棄を是正するため、督促状の発行をして青森市の債権管理のルールにのっとった適法な債権管理を求める。

平成26年2月27日

陳 情 者 青森市桜川四丁目8 2
三国谷 清一

陳情第19号

町内会を指導する機関の設置を求める陳情(不採択)

(陳情の趣旨)

1. 青森市では「新たなコミュニティであるまちづくり協議会」「市民センターの指定管理者」「融流雪溝利用管理組合」等々、市の政策の一部を担うものとして町内会を活用しているが、現実には町内会規約が整備されていない町内会、役員選出が不透明な町内会、会計処理状況が公表されていない町内会が存在する。
2. 青森市の町内会の全ての役員は、無私の中で、ボランティアで町内会のために頑張っている。それ自体は何の問題もない。規約も会計も町内会の人々が納得すればそれで良いことである。
3. しかし、市の行政の一部を担うということは、市の公金にもかかわることにもなる。善意だけでは事が済まない事態も想定される。
4. 確かに、自治組織に行政が関与することの難しさはあると思うが、もし公金が関与する事態になった場合は、市として規約整備、会計処理方法、役員選出方法等について技術的な指導をする機関が必要だと思う。
5. 現時点では、そのような町内会を指導する機関は青森市役所にはないようである。市民協働推進課が町内会に対する補助金、助成金等の事務は所管しているようだが、規約整備指導等の事務は所管外

だという。

6．青森市は町内会とのきずなが強いようなので、それをより高めていくためにも、適切な町内会への指導機関の設置を求めるものがある。

(陳情事項)

町内会を指導する機関の設置を求める。

平成 26 年 2 月 27 日

陳 情 者 青森市桜川四丁目 8 2
三国谷 清一
